

# 3-1. デジタルツールを活用した食品表示の検討 背景と課題

- 容器包装の表示をデジタルツールで代替することが可能か技術的検証を行うとともに消費者の意向を調査することを目的として消費者庁では令和2年度にアプリケーションを活用した食品表示の実証調査を実施。
- さらに、令和2年度に得られた消費者の意向を深掘りすることを目的として、令和3年度は、実証における対象商品や期間を拡大するとともに、アプリケーション機能を拡充して本格的な実証を実施。

## 令和2年度

### 【実証期間】

- ✓ 合計10日間（実証参加人数156人）

### 【商品分野・データベース登録件数】

- ✓ カレー・シチュー、即席めん、スパイス、マヨネーズ・ドレッシング、ベビーフード、冷凍食品、チルド食品
- ✓ 約1,800件

### 【アプリケーション機能】

- ✓ お気に入り・並び替え機能
- ✓ アラート機能・類似商品提案機能（アレルギー物質）
- ✓ 摂取目安との比較機能（栄養成分表示）

## 令和3年度

### 【実証期間】

- ✓ 合計18日間

### 【商品分野・データベース登録件数】

- ✓ 対象食品を大幅に拡大
- ✓ 約90,000件

### 【アプリケーション機能】

令和2年度版に、以下を追加。

#### ①見やすい食品表示

- ✓ 文字サイズ調整機能
- ✓ 表示事項増減機能

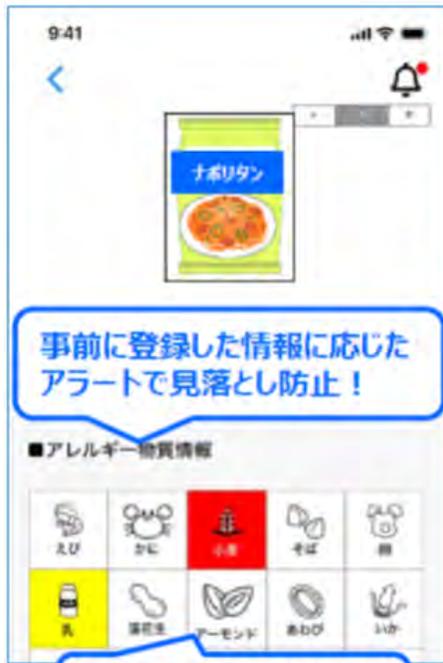
#### ②活用される食品表示

- ✓ ピクトグラムによるアラート機能・類似商品提案機能（アレルギー物質）
- ✓ 健康目標に応じた表示強調機能（栄養成分）
- ✓ 用語説明機能（添加物・栄養成分）

アプリでバーコードをスキャン



ピクトグラムによる  
アレルギー物質アラート機能

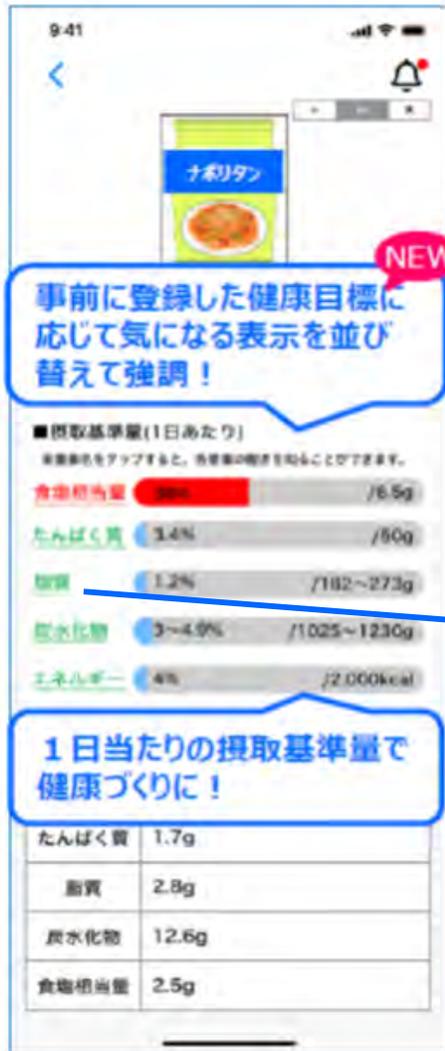


事前に登録した情報に応じた  
アラートで見落とし防止！

ピクトグラムを使用して  
視覚的に見やすく！

活用される食品表示

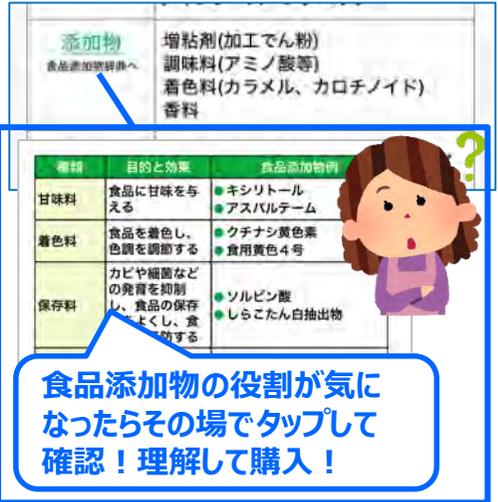
摂取目安との比較・  
健康目標に応じた強調機能



事前に登録した健康目標に  
応じて気になる表示を並び  
替えて強調！

1日当たりの摂取基準量で  
健康づくりに！

用語確認機能  
(添加物・栄養成分)



食品添加物の役割が気になったらその場でタップして確認！理解して購入！

③脂質  
脂質は、細胞膜の主要な構成成分です。また、脂溶性ビタミンの吸収を助けます。人の生命機能の維持に不可欠なエネルギー源である一方、摂りすぎると肥満や心疾患のリスクを高めます。脂身の多い肉、油、マーガリン、バター、油を多く使った揚げ物やスナック菓子、洋菓子に多く含まれます。

栄養成分の摂取の目的や働きが気になったらその場でタップして確認！

- コロナ禍において消費者のインターネット販売による食品の購買が増加傾向。
- 食品表示基準に基づく食品表示は容器包装等での義務付けであり、インターネット販売におけるルールなし。

- 令和2年度 ECサイト食品表示実証モデル構築事業
  - ・ 消費者調査 ⇒ ECサイト上での食品購入に当たり、知りたい食品基本情報※としては、「名称」、「内容量」、「消費・賞味期限」、「原材料名」、「原産地等」が多く、特に「消費・賞味期限」に対するニーズが高い。
  - ・ 事業者調査 ⇒ 食品基本情報※の提供状況は、「内容量」が高い一方、「期限情報」や「原材料名」が低い。「タイムリーな商品情報の把握が困難」等が情報提供が難しい理由。

※ 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)において、食品の容器包装等に表示することが義務付けられている情報

- Codex（国際食品規格委員会）における国際的なルール作りの議論も踏まえつつ、インターネット販売における食品に関する情報提供の考え方を検討。

- インターネット販売における食品に関する情報提供について、新たにガイドブックを作成



## 食品

## 医薬品

健康食品を始めとする加工食品  
農林水産物

「その他  
健康食品」

### 【機能性表示食品】 事前届出制

企業等の責任において  
保健の機能の表示ができる  
(例)睡眠の質の向上に役立ちます。

テアニン  
GABA 等

(平成27年度～)

届出公表件数: 4,399件(6年間)  
(うち、生鮮食品: 124件)

### トクホ 【特定保健用食品】 許可制

保健の機能の表示ができる  
(例)おなかの調子を整えます。



オリゴ糖  
キシリトール 等

(平成3年度～)

許可等件数: 1,069件(30年間)

### 【栄養機能食品】 許可・届出不要

(栄養成分の補給のために利用される食品)

栄養成分の機能が表示される  
(例)カルシウムは、骨や歯の形成に必要な  
栄養素です。

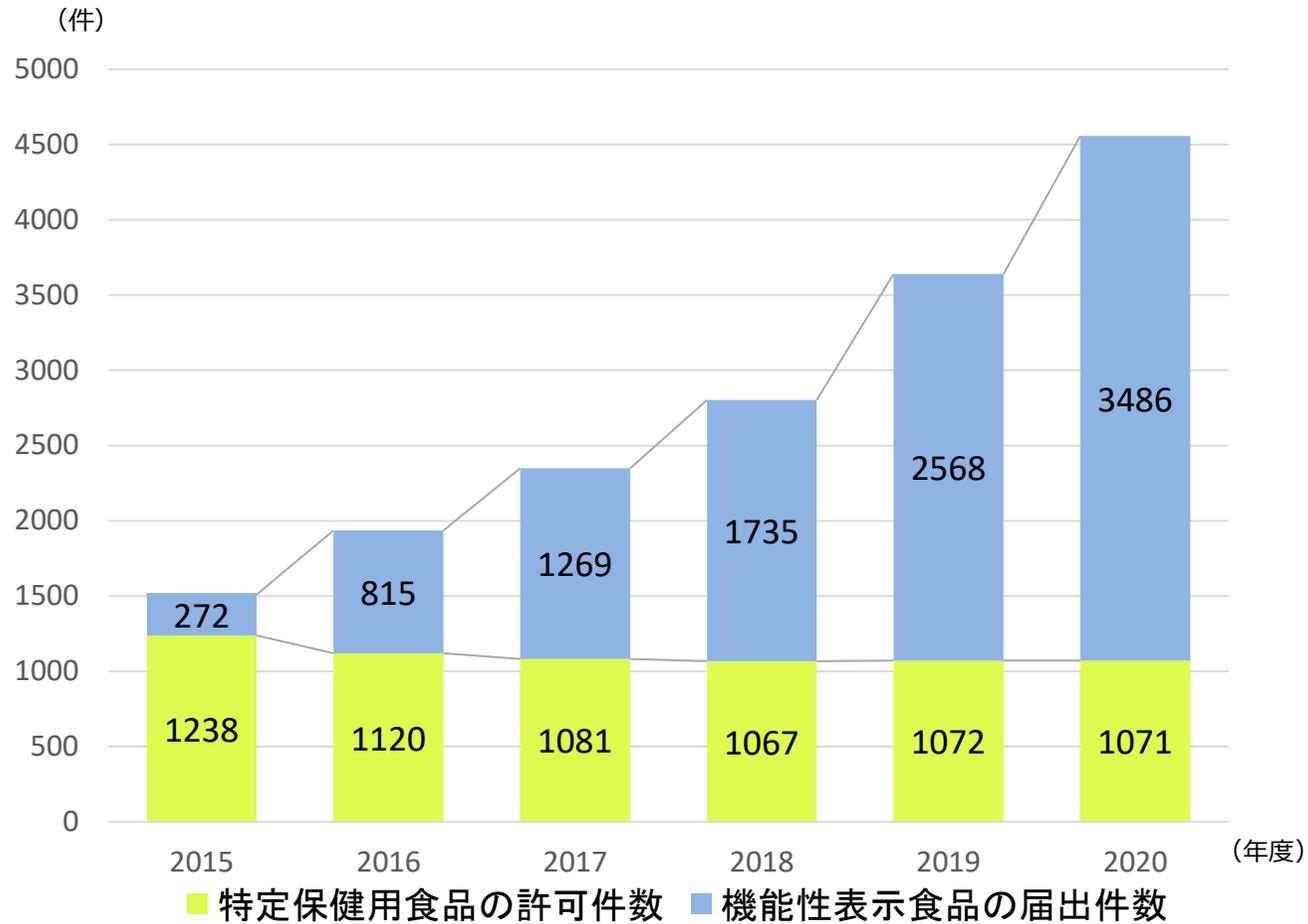
ビタミン  
ミネラル 等

(平成13年度～)

- ・医療用医薬品
- ・一般用医薬品

医薬部外品

(令和4年1月12日時点)



※数値は各年度末時点における許可・届出件数（累積数。失効・撤回を除く。）。

### 令和元年度：疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業

- 機能性表示食品との差別化を念頭に、特定保健用食品独自の制度である疾病リスク低減表示の運用拡大の可能性を検討。
- 検討の基礎資料を得ることを目的として、諸外国の制度や運用状況の調査を実施。

### 令和2年度：特定保健用食品（疾病リスク低減表示）に関する検討会

- 疾病リスク低減表示の今後の運用の方向性について検討。

## 5-4. 特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会でとりまとめられた今後の運用の方向性への対応等

- 既許可のトクホに類似の表示のうちむし歯のリスクを低減する旨の直接的な表示や、現行基準の許可文言の見直しについては、速やかに具体的な対応を進めることが適当。

### 対応中

- ✓ 調査事業（むし歯に関する基準検討、現行基準の許可文言の見直し）を実施中
- ✓ 調査結果を踏まえて基準改正（予定）

- トクホ制度創設以降の我が国の健康・栄養政策等の状況変化を踏まえ、トクホの位置づけや疾病リスク低減表示の役割等、トクホの制度全般に関わる考え方について、検討していく必要がある。

### 今後対応

- ✓ 調査事業等を通じて必要な情報収集を進め、制度全般の検討を行う（予定）

### 審査手続の簡素化等による運用改善

- ・申請資料の削減(審査申請書の廃止等)
- ・「再許可等」の範囲の見直し
- ・既存の規格基準型の柔軟化 等



内閣府令・通知改正(検討中)

### 疾病リスク低減表示の個別申請相談対応

- ・生活習慣病に関わる疾病リスク低減表示の個別申請を検討している方への相談対応

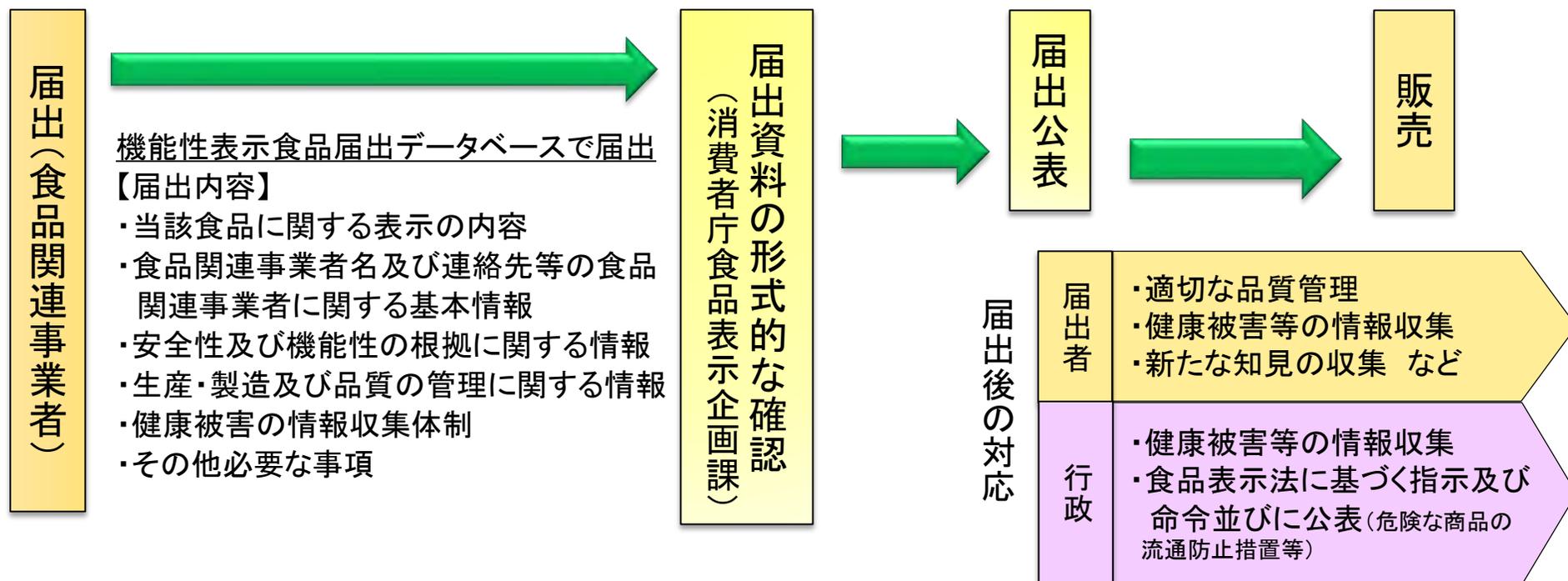


随時対応中

- 食品関連事業者は、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出る。

## 《届出手続の流れ》

販売日の60日前



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度※3
届出数※1	310件	620件	452件	690件	882件	1067件	880件
1か月あたりの 平均届出公表件数※2	<b>25.8件</b>	<b>51.7件</b>	<b>37.7件</b>	<b>57.5件</b>	<b>73.5件</b>	<b>88.9件</b>	—

※1 各年度に消費者庁に届出された件数

※2 各年度の届出数を月平均で算出したものを届出公表件数とした

※3 令和3年度は令和3年4月～12月末日までの件数を計上